相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県南さつま市加世田地頭所二一〇番地、最後の住所兵庫県尼崎市大庄中通一丁目七二番地尼美荘二〇二号室
被相続人　亡　當房　勝郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月五日
兵庫県西宮市門戸東町四番三四号
相続財産管理人　司法書士　川瀬　勝弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市灘区倉石通一丁目五九番地、最後の住所兵庫県尼崎市富松町四丁目一三番一九号
被相続人　亡　岡　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月五日
事務所兵庫県西宮市甲風園一丁目八―一
ゆとり生活館ＡＭＩＳ五階
相続財産管理人　弁護士　中園江里人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市網干区興浜二一二番地、最後の住所兵庫県姫路市宮上町一丁目九三番地一二フリージア　被相続人　亡　酒江　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月五日
兵庫県姫路市北条宮の町三九二番地　弁護士法人菊井法律事務所
相続財産管理人　弁護士　衣笠　謙三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県海南市下津町中三八四番地、最後の住所和歌山県和歌山市三葛二四三番地の一いこいの郷　被相続人　亡　奥野美貴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月五日
事務所和歌山県和歌山市十二番丁一〇番地　本山ビル三階　和歌山合同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　森崎　有治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県飯塚市東徳前一四八番地、最後の住所福岡県田川市大字弓削田一五一七番地
被相続人　亡　目原　菊枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月五日
福岡県直方市須崎町三番三七号　竹田ビル五階　直方駅前法律事務所
相続財産管理人　弁護士　森　勇馬

無縁墳墓等改葬公告

敷地内土地改良整備工事のために無縁墳墓について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十八年九月五日
一、墳墓等所在地
①　沖縄県島尻郡南風原町字新川四六二の一　サマリヤ人病院敷地内
②　沖縄県島尻郡南風原町字新川四六三　旧社会福祉法人千尋会敷地内　二か所
③　沖縄県島尻郡南風原町字新川四六〇の二　サマリヤ人病院敷地内　坂道擁壁中央二か所
一、墳墓等の名称　不詳
一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳
一、改葬を行おうとする者　沖縄県島尻郡南風原町字新川四六〇　医療法人社団輔仁会　理事長　田崎　琢二

公示送達

和光市越後山土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十八条第一項の規定による仮換地指定通知については、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、同法第百三十三条第一項及び同上第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により書類の送付にかえて当該通知の内容を次のとおり公告します。

一、書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所
氏名　富澤　安一
住所　埼玉県和光市南一丁目一七―一

二、通知の内容
土地区画整理法第九十八条第一項及び第五項の規定により、和光市越後山土地区画整理事業の換地設計において定められた別紙仮換地指定通知及び仮換地指定図のとおり仮換地を指定します。

なお、別紙仮換地指定通知及び仮換地指定図は掲載を省略し、それらを和光市越後山土地区画整理組合事務所の掲示板において掲示します。

〈教示〉

一　審査請求について
この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三箇月以内に、埼玉県知事に対して審査請求することができます。

但し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して一年を経過したときは、審査請求することができなくなります。

二　取消訴訟について
この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（一の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して六箇月以内に和光市越後山土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

但し、この処分があったことを知った日（一の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して六箇月以内であっても、この処分の日（一の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して一年を経過したときは、取消しの訴えを提起することができなくなります。

平成二十八年九月五日
埼玉県和光市南一丁目二〇―三四
和光市越後山土地区画整理組合
理事長　神杉　一彦

第1期決算公告

平成28年9月5日
岐阜県郡上市大和町剣2224―4
株式会社リサイクル濃飛
代表取締役　山田　豊
貸借対照表の要旨
（平成28年3月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	128,908
	資産合計	128,908
負純資産の債及び部	流動負債	124,135
	負債合計	124,135
	株主資本	4,772
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 5,227
	利益準備金	△ 5,227
	（うち当期純損失）	(5,227)
	純資産合計	4,772
	負債・純資産合計	128,908

第34期決算公告

平成28年9月5日
岐阜県飛騨市神岡町巣山263番地
株式会社房村組
代表取締役　田川　幸一
貸借対照表の要旨（平成28年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	3,658
	固定資産	3,708
	資産合計	7,366
負純資産の債及び部	流動負債	176
	固定負債	1,730
	負債合計	1,907
	株主資本	5,459
	資本金	3,000
	利益剰余金	2,459
	その他利益剰余金	2,459
	（うち当期純利益）	(43)
	純資産合計	5,459
	負債・純資産合計	7,366

第30期決算公告

平成28年9月5日
福井県福井市学園二丁目5番28号
三協道路株式会社
代表取締役　朝日　浩司
貸借対照表の要旨（平成28年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	165,149
	固定資産	1,161
	資産合計	166,310
負純資産の債及び部	流動負債	135,723
	負債合計	135,723
	株主資本	30,586
	資本金	10,000
	利益剰余金	20,586
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	18,086
	（うち当期純利益）	(8,980)
	純資産合計	30,586
	負債・純資産合計	166,310